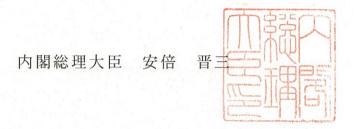


消 食 表 1 6 6 号 平成 2 6 年 7 月 2 3 日

消費者委員会 委員長 河上 正二 殿



諮 問 書

下記について、食品衛生法(昭和22年法律第233号)第19条第1項の 規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法第19条第1項の規定に基づく乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品の表示の基準に関する内閣府令(平成23年内閣府令第46号)を別添新旧対照表のとおり一部改正し、乳製品に係る表示基準を追加することについて

○食品衛生法第 19 条第 1 項の規定に基づく乳及び乳製品並びにこれらを主原料とする食品の表示の基準に関する内閣府令(平成 23 年内閣府令第 46 号) 一部改正(案)新旧対照表

(趣旨) 第一条(略) 第一	(草)
	第一条(略)
(定義) (2	(定義)
第二条(略)	第二条(略)
(表示)	(表示)
第三条 乳等は法第十九条の規定により表示を行うべき食品とする。ただし、 第三	第三条 乳等は法第十九条の規定により表示を行うべき食品とする。ただし、
輸出するものにあっては、この限りでない。	輸出するものにあっては、この限りでない。
二 法第十九条の規定による表示は、次に掲げる事項を容器包装(容器包装が)二	二 法第十九条の規定による表示は、次に掲げる事項を容器包装(容器包装が
	小売のために包装されている場合は、当該包装)を開かないでも容易に見る
ことができるように当該容器包装又は包装の見やすい場所に記載して行わ	ことができるように当該容器包装又は包装の見やすい場所に記載して行わ
なければならない。	なければならない。
一 生乳、生山羊乳及び生めん羊乳	一 生乳、生山羊乳及び生めん羊乳
(母)	(智)
二 乳(生乳、生山羊乳及び生めん羊乳を除く。以下この号において同じ。)	二 乳(生乳、生山羊乳及び生めん羊乳を除く。以下この号において同じ。)
イ~ナ (器)	イ~チ (
三 乳製品	三 乳製品
イ~ロ(器)	イ~ロ(器)
ハ ナチュラルチーズ (ソフト及びセミハードのものに限る。) であって、	
容器包装に入れた後加熱殺菌したもの又は飲食に供する際に加熱を要	
するものにあっては、加熱殺菌した旨又は加熱を要する旨	
□ クリーム及びクリームパウダーにあっては、含まれる乳脂肪分の重	
量 100 分率	ハ クリーム及びクリームパウダーにあっては、含まれる乳脂肪分の重
ホ~ル(略)	量 100 分率
ヲ 殺菌した <u>発酵乳及び</u> 乳酸菌飲料にあっては、その旨	ニ~ス (器)
ワ 発酵乳又は乳酸菌飲料であって、製造時の発酵温度が摂氏 25 度前後	ル 殺菌した乳酸菌飲料にあっては、その旨
のものにあっては、その旨	